

令和元年度
第1回新潟県鳥獣被害対策本部会議

日 時 令和元年6月11日（火）15:30～16:30
会 場 行政庁舎201会議室

次 第

- 1 開 会
あいさつ（溝口副知事）
- 2 議 題
 - （1）平成30年度特定野生鳥獣の管理及び有効活用の
推進に関する施策の実施状況・・・・・・・・・・資料1
 - （2）令和元年度の鳥獣被害対策に係る取組について・・・・・・・・資料2、資料3
- 3 閉 会

<参考資料>

- ・新潟県鳥獣被害対策本部設置要綱・・・・・・・・・・参考資料

令和元年度

第1回新潟県鳥獣被害対策本部会議出席者名簿

<対策本部出席者>

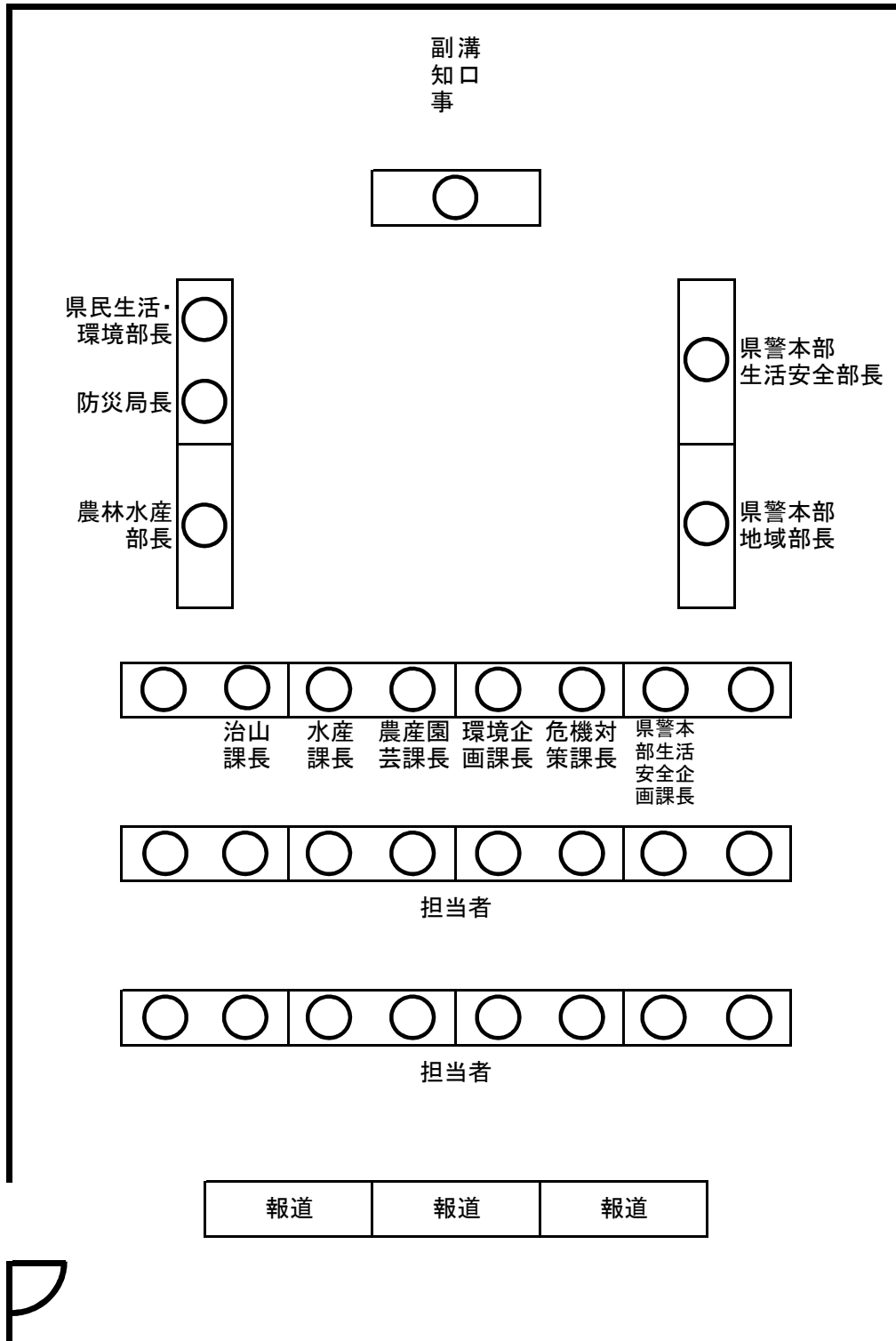
| 氏名 | 職名 | 備考 |
|------|-----------------------------|------|
| 溝口洋 | 副知事(本部長) | |
| 村山雅彦 | 県民生活・環境部長 | |
| 熊倉健 | 防災局長 | |
| 山田治之 | 農林水産部長 | |
| 内山嗣久 | 県警本部生活安全部生活安全企画課 生活安全調査官 | 代理出席 |
| 渡邊幸治 | 県警本部地域部地域課 地域調査官 | 代理出席 |

<説明者>

| 氏名 | 職名 | 備考 |
|-------|--|------|
| 米田和広 | 県民生活・環境部参事(環境企画課長) | |
| 牛腸眞吾 | 農林水産部参事(農産園芸課長) | |
| 丸山克彦 | 農林水産部水産課長 | |
| 長谷川修治 | 農林水産部治山課長 | |
| 太刀川弘栄 | 防災局危機対策課参事 | 代理出席 |
| 岡崎信彦 | 県警本部生活安全部生活安全企画課 生活安全指導官(兼許認可管理センター長) | 代理出席 |

令和元年度 第1回 新潟県鳥獣被害対策本部会議 配席図

令和元年6月11日(火)15:30～
行政庁舎201会議室



平成30年度特定野生鳥獣の管理及び有効 活用の推進に関する施策の実施状況

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例（新潟県条例第98号）
に基づく公表資料

令和元年6月
新潟県

1 被害状況等の実態把握

(1) 野生鳥獣による農作物被害の状況（農産園芸課）

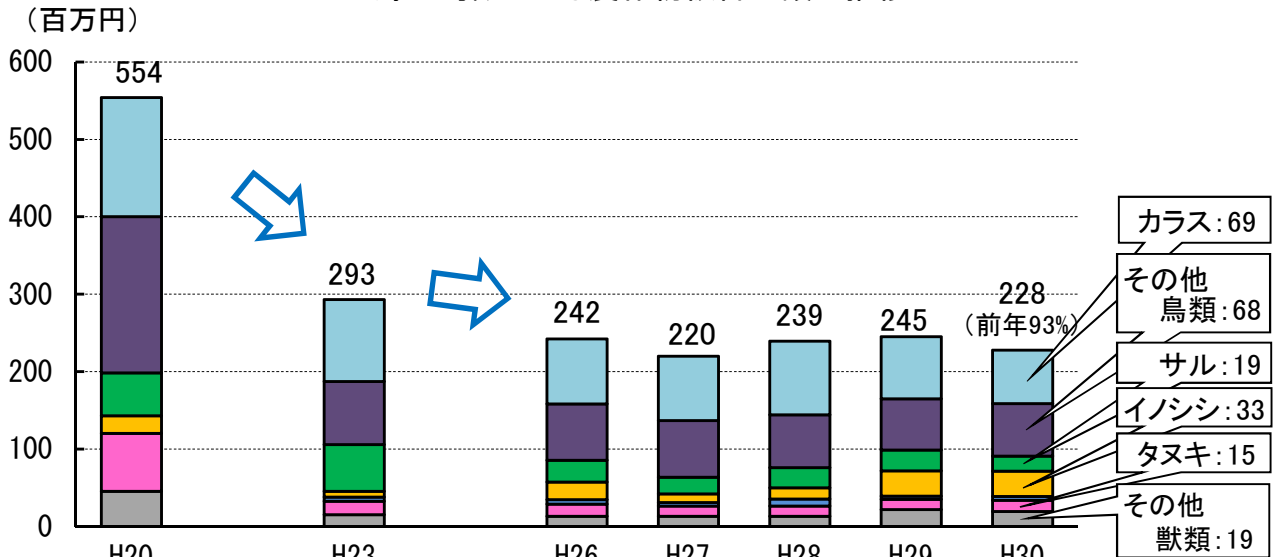
【年次推移】

- 野生鳥獣による農作物被害額は平成20年度以降減少傾向であり、平成30年度の被害額は約2.3億円。（速報値）

【H30年度の状況】

- 被害額のうち約13.7千万円（約60%）が鳥類、約9.1千万円（約40%）が獣類による。鳥類被害ではカラスが最も多く約50%、獣類被害ではサル、イノシシ、タヌキによるものが多く、これらで70%以上を占める。
- イノシシの被害は、干ばつの影響から「ぬたうち（泥浴び）」を目的とした水田への侵入が少なく被害額が減少する地域がある一方で、被害が拡大している地域があり、対策の強化が必要である。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



主な鳥獣種別農作物被害面積・被害額

(単位: ha, 百万円, %)

| | | 平成29年度 | | 平成30年度(速報値) | | | | 主な被害作物 |
|-----|---------|---------|---------|-------------|-------|-------|------|---------|
| | | 面積 | 金額 | 面積 | 前年比 | 金額 | 前年比 | |
| 鳥類 | カラス | 489.8 | 80.6 | 487.7 | 100% | 68.9 | 85% | 野菜、果樹 |
| | スズメ | 57.7 | 11.2 | 61.4 | 106% | 11.1 | 100% | 稲 |
| | ムクドリ | 435.0 | 29.4 | 434.5 | 100% | 29.0 | 99% | 果樹 |
| | ハト | 50.3 | 16.9 | 49.1 | 98% | 15.8 | 93% | 稲、野菜 |
| | カモ | 14.1 | 3.6 | 15.3 | 108% | 6.5 | 179% | 野菜、稲 |
| | サギ | 58.9 | 1.4 | 58.1 | 99% | 2.9 | 210% | 稲 |
| | その他鳥類 | 157.2 | 3.4 | 156.7 | 100% | 2.8 | 82% | |
| | 小計 | 1,263.1 | 146.5 | 1,262.8 | 100% | 137.0 | 94% | |
| 獣類 | サル | 85.3 | 26.8 | 72.6 | 85% | 19.2 | 72% | 野菜 |
| | イノシシ | 67.8 | 38.7 | 110.4 | 163% | 32.8 | 85% | 稲 |
| | クマ | 7.0 | 4.2 | 7.7 | 109% | 5.0 | 117% | 野菜、飼料作物 |
| | タヌキ | 53.5 | 13.3 | 52.1 | 97% | 14.5 | 109% | 野菜 |
| | ハクビシン | 19.9 | 5.8 | 18.0 | 91% | 10.8 | 186% | 野菜 |
| | シカ | 2.0 | 0.9 | 8.6 | 425% | 0.4 | 39% | 稲、野菜 |
| | その他獣類 | 55.2 | 8.9 | 56.9 | 103% | 8.0 | 89% | |
| | 小計 | 290.7 | 98.7 | 326.3 | 112% | 90.7 | 92% | |
| 鳥獣計 | 1,553.8 | 245.2 | 1,589.1 | 102% | 227.7 | 93% | | |

(注) 1. 市町村調べ農産園芸課取りまとめ 2. ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

(2) 野生鳥獣による森林被害の状況（治山課）

■ 県内の被害履歴

- 平成21年度以降において、県北地域でスギのクマ剥ぎ被害が報告
- 平成25年度に粟島浦村で二ホンシカ被害が、平成27年度に村上市でノウサギ被害が新たに報告（平成28年度には両被害とも皆減）

■ 県内の被害状況

①クマ剥ぎ被害

- 村上市、阿賀町で継続的に被害発生
平成29,30年度補助事業にて対策実施（クマ剥ぎ防止テープ）

②二ホンシカ被害

- 平成24年度に粟島浦村にて飼育個体が脱走し、平成25年度から被害発生
- 平成27年度に上越市名立地区で子シカが確認されるが、現在のところ森林被害の報告無し
- 平成28年度には粟島浦村の被害が皆減

野生鳥獣による森林被害の推移

| 区分 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| クマ剥ぎ(m ²) | 651 | 381 | 437 | 361 | 63 | 384 | 369 | H30被害 村上市 (342m ²) 阿賀町 (27m ²) |
| シカ食害(ha) | - | 0 | 0 | 0 | - | - | - | ※H25～27被害 粟島浦村 |
| ノウサギ食害(ha) | - | - | - | 0 | - | - | - | ※H27被害 村上市 |

注1) 上記被害量は、県内の民有林におけるものを示す。

注2) 被害面積「0」は、実績はあるが単位に満たないものを示す。

(3) 野生鳥獣による内水面漁業被害の状況（水産課）

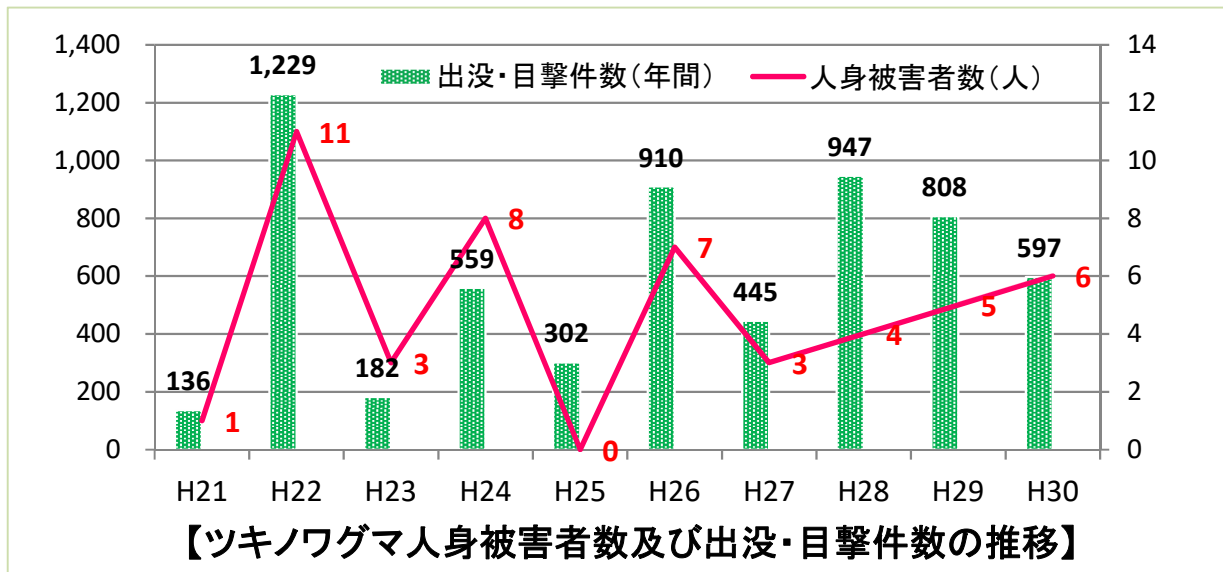
- 県内の被害履歴
 - ・平成18年頃から内水面漁業への被害が発生
 - ・平成27年には、4水系8河川で被害を確認
- 被害状況
 - ・県内水面漁連が主体となってカワウの飛来数、飛来日数、胃内容物組成のデータを収集し、食害されたアユを金額に換算

野生鳥獣（カワウ）による漁業被害額[千円]

| | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 三面川 (村上市) | 536 | 536 | 366 | 876 |
| 荒川 (村上市・関川村) | 11,439 | 6,881 | 5,113 | 6,193 |
| 阿賀野川 | 16,800 | 1,787 | 3,280 | 4,573 |
| 早出川 (五泉市) | 1,162 | 1,162 | 1,254 | 1,239 |
| 常浪川 (阿賀町) | 626 | 983 | 4,965 | 3,335 |
| 五十嵐川 (三条市) | 1,162 | 804 | 2,798 | 1,429 |
| 刈谷田川 (長岡市) | 804 | 1,001 | 482 | 1,620 |
| 魚野川 (長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市) | 14,740 | 56,581 | 45,346 | 39,791 |
| 合計 | 47,269 | 69,735 | 63,604 | 59,056 |

(4) 野生鳥獣による人身被害の状況（環境企画課）

- ツキノワグマによる人身被害は依然として発生しており、平成30年度は6件6名であった。なお、死亡事故は平成13年度以降発生していない。
- 平成30年度の出没・目撃件数は597件で、平成29年度より211件減少した。これは奥山に分布するブナの実が豊作であったため、人里への出没が少なかったことが一因と推定される。
- イノシシによる人身被害は平成29年度に2件3名発生したが、平成30年度は0件であった。



【ツキノワグマによる人身被害の一覧】

| No | 年月日 | 時間 | 市町村 | 性別 | 年齢 | 状況 | 発生時の対応 |
|----|----------|--------|--------------|----|---------|--|---------------------------------|
| 1 | H30.4.18 | 9:30頃 | 十日町市 津池地内 | 女性 | 80歳代 | 津池地内で、1人で山菜採りをしていた女性がクマに襲われ、右足首を負傷したが、命に別状なし。 | 地域住民への注意喚起。県、市、警察、猟友会がパトロールを実施。 |
| 2 | H30.5.23 | 13:00頃 | 阿賀町 三方地内 | 男性 | 70歳代 | 三方（～七名）地内で、山菜採りをしていた男性がクマに襲われ、頭から頸部にかけてひっかかる傷を負ったが、命に別状なし。 | 〃 |
| 3 | H30.6.8 | 8:40頃 | 長岡市 吹谷地内 | 男性 | 70歳代 | 吹谷（～田之口）地内で、山の麓で木を伐採していた男性がクマに襲われ、背中をひっかかれた。命に別状なし。 | 〃 |
| 4 | H30.7.31 | 15:00頃 | 湯沢町 三俣地内 | 男性 | 50～60歳代 | 三俣地内（貝掛温泉付近）で、清津川で釣りをしていた男性がクマに遭遇し、腕と顔面をひっかかれた。命に別状なし。 | 〃 |
| 5 | H30.9.23 | 13:30頃 | 妙高市 二俣地内 | 男性 | 60歳代 | 二俣地内で、溪流釣りをしていた男性がクマに遭遇し、顔、頭をひっかかれた。病院に搬送されたが命に別状なし。 | 〃 |
| 6 | H30.9.26 | 11:15頃 | 新発田市 貝屋地内 | 男性 | 40歳代 | 貝屋地内で、山でキノコ採りをしていた男性が親子のクマ2頭に遭遇し、左手をひっかかれたが、命に別状なし。 | 〃 |

(5) 野生鳥獣の生息状況（環境企画課）

- 特定野生鳥獣のうちツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、タヌキ、ハクビシンの7鳥獣について調査を実施
- イノシシ、ニホンジカ、カワウについては、生息数が増加傾向
- 生息数や分布状況を踏まえ、効果的な特定野生鳥獣の管理を推進

| 鳥獣 | 生息状況の概要（平成30年度までの調査結果から） | |
|--------|---|---|
| ツキノワグマ | <p>(生息数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H30年度の県内の生息数は、757～1,191頭と推定 ・ 近年の推定生息数は横ばい傾向 <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の分布域は拡大傾向にあり、10年間で分布域は約1.5倍に拡大 | |
| ニホンザル | <p>(生息数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H28年度の県内の生息数は、5,424～7,500頭と推定 <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中下越の一部で、群れの分布域がやや拡大 | |
| イノシシ | <p>(生息数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H29年度の県内の生息数は、3,215～25,171頭と推定 ・ 近年の推定生息数は増加傾向 <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上中下越の広い範囲に分布し、上中越に多い |  |
| ニホンジカ | <p>(生息数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H30年度の県内の生息数は、500～27,245頭と推定 ・ 近年の推定生息数は増加傾向 <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上中下越の広い範囲に分布し、上中越に多い |  |
| カワウ | <p>(生息数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H30年度の県内の生息数は、1,139～1,526羽と確認 ・ 近年の生息数は増加傾向 |  |
| タヌキ | <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標高の高い山地部を除く県内のほぼ全域で確認 ・ 県北や糸魚川では少ない | |
| ハクビシン | <p>(分布状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標高の高い山地部を除く県内のほぼ全域で確認 ・ 佐渡には生息していない ・ 家屋等の市街地にも生息 |  |

※出典：日本の哺乳類（小宮輝之、2002、学習研究社）

2 施策の実施状況

(1) 被害防止対策

鳥獣被害防止特措法の仕組み等を活用した農林水産物の被害防止対策の推進（農産園芸課）

- 市町村の被害防止計画の改定支援
市町村の鳥獣被害防止計画の改定において助言するとともに、同計画に基づき地域協議会等が実施する鳥獣被害対策の総合的な取組を支援
 - ・被害防止計画の改定・変更：13市町村
 - ・被害防止総合対策交付金の取組：19地域協議会、8団体（漁協）

■ 鳥獣被害防止総合対策交付金による取組概要

| 取組の内容 | | 協議会等数 | 交付額(千円) | |
|---------------|-----------------------|--|---------|--------|
| 推進事業 | 推進体制の整備 | 対策検討会 等 | 11 | 18 |
| | 有害捕獲 | わな等捕獲機材整備 発信器を活用した生息調査 有害鳥獣の捕獲活動 等 | 26 | 24,347 |
| | 被害防除 | 学習会、技術研修会 追払い、追上げ活動 等 | 19 | 14,502 |
| | 生息環境管理 | 緩衝帯整備 | 2 | 332 |
| | サル複合対策 | 複数のサル対策を組み合わせ | 2 | 1,454 |
| | 大規模緩衝帯整備 | 1ha以上の緩衝帯整備 | 1 | 353 |
| | 捕獲支援 | 捕獲活動経費の直接支援 | 9 | 9,064 |
| 整備事業 | 侵入防止施設整備 (55,022m) | ニホンザル対策用 (16,252m) | 3 | 12,693 |
| | | イノシシ対策用 (36,150m) | 4 | 6,100 |
| | | ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ対策用 (2,620m) | 1 | 1,910 |
| 合 計（協議会等数は実数） | | 27 | 70,773 | |

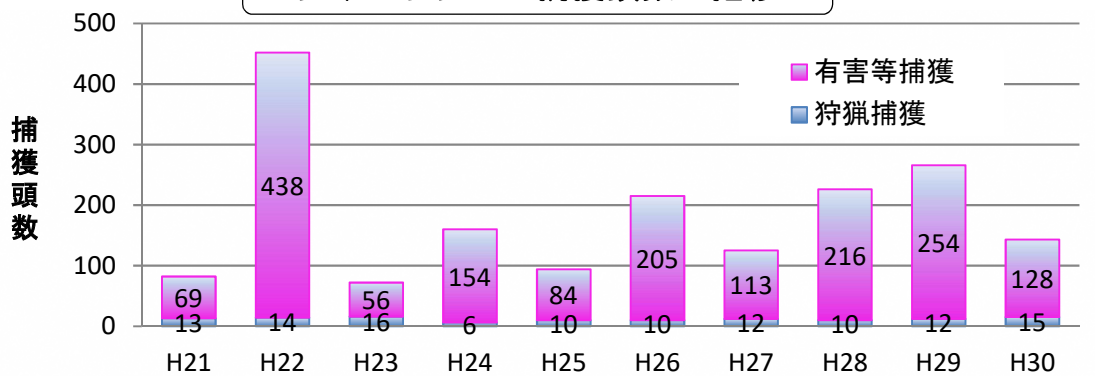
- 隣接する市町村における被害防止対策の連携に向けた支援（県単）
被害・生息情報の共有化や、対策の高位平準化を図る連携会議や合同研修会を開催
 - ・胎内市－新発田市－阿賀野市－阿賀町（ニホンザル、イノシシ）
 - ・柏崎市－上越市－妙高市－糸魚川市（イノシシ）

(2) 個体数管理

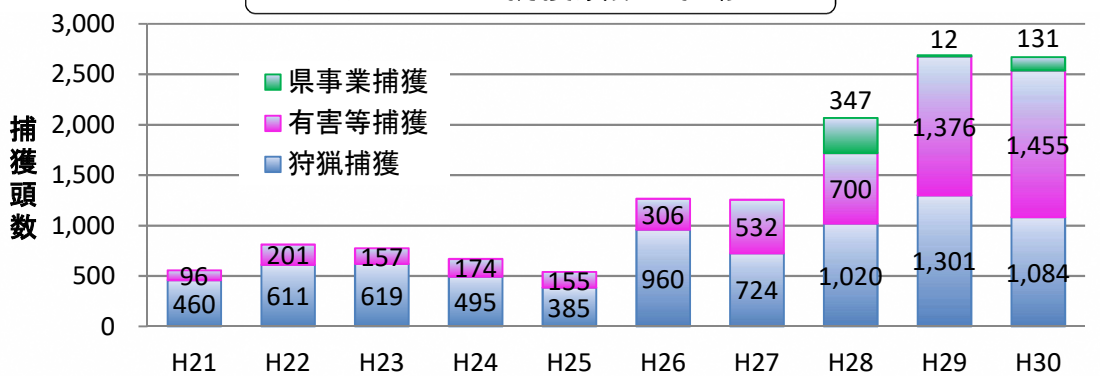
鳥獣種別の捕獲状況等（環境企画課）（H30は速報値）

- H30年度の鳥獣種別の捕獲状況等は次のとおり。
 - ・ ツキノワグマは143頭で、H29年度より減少。ブナの実が豊作で人里への出没が少なかったことから、有害捕獲が少なかったためと推定。
 - ・ イノシシは2,670頭で、H29年度と同程度。生息数は増加しているが、積雪が少なく狩猟（銃猟）の適期が短かったためと推定。
 - ・ ニホンザルは1,079頭で、H29年度より減少。追い払いの効果が出ている地域があり、有害捕獲が少なかったためと推定。
 - ・ ニホンジカは343頭で、H29年度より増加。生息数が増加しているためと推定。
 - ・ 他の鳥獣は例年と同程度。

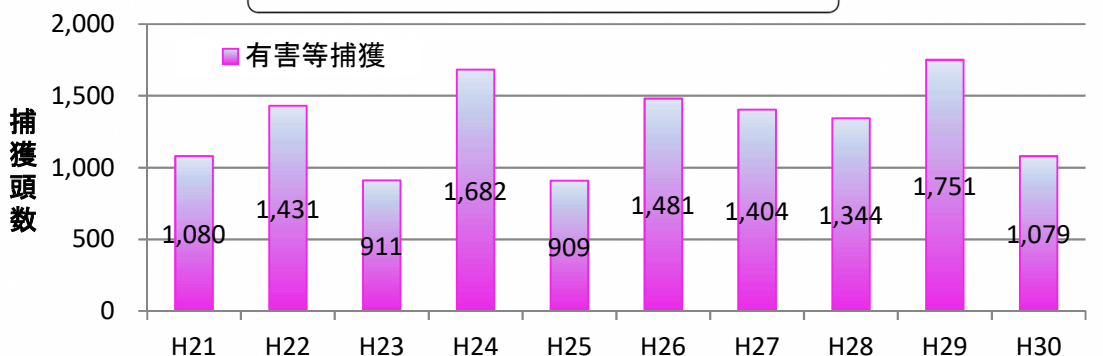
ツキノワグマの捕獲頭数の推移



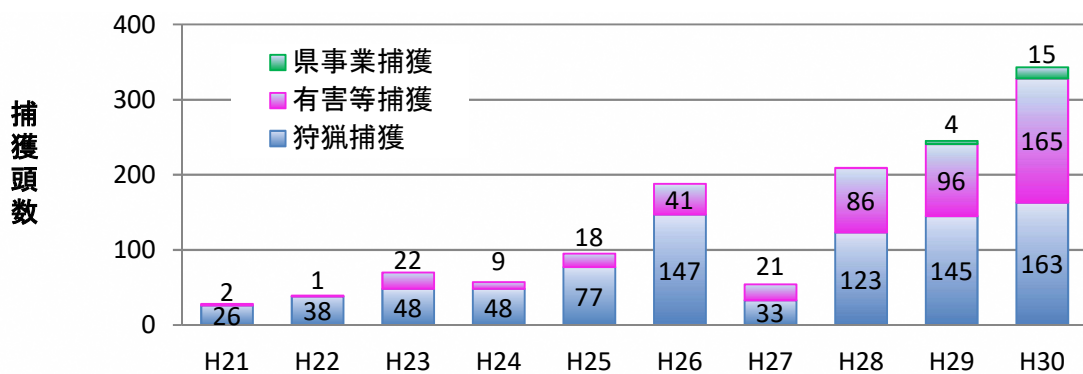
イノシシの捕獲頭数の推移



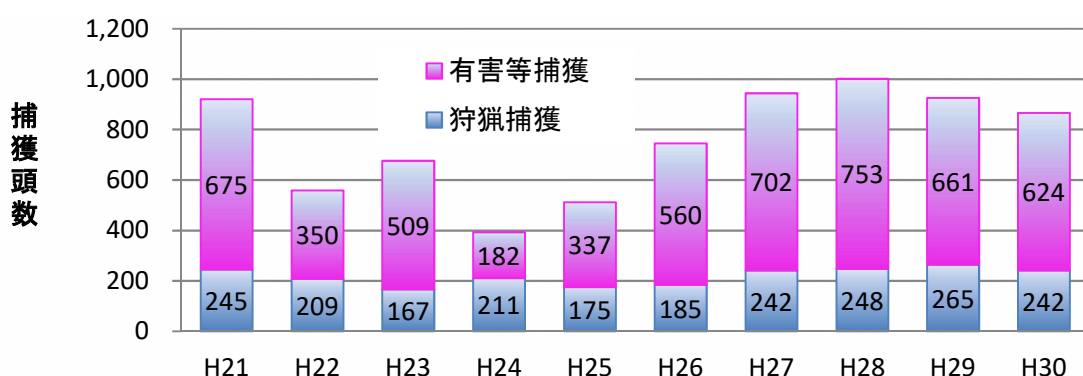
ニホンザルの捕獲頭数の推移



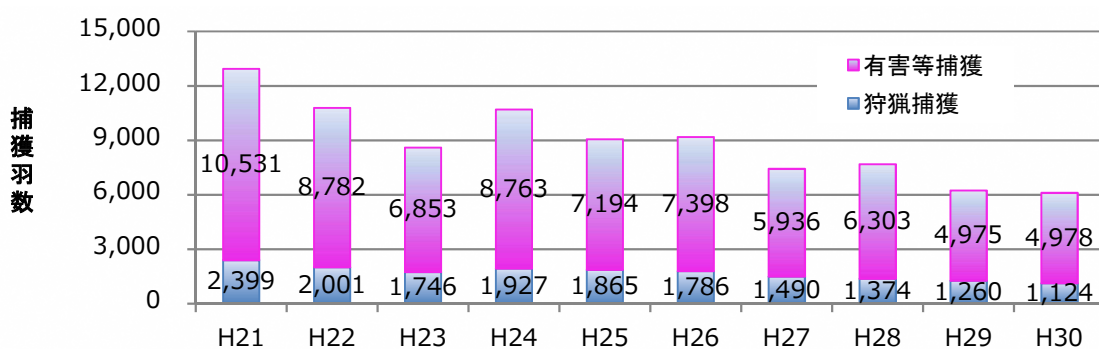
ニホンジカの捕獲頭数の推移



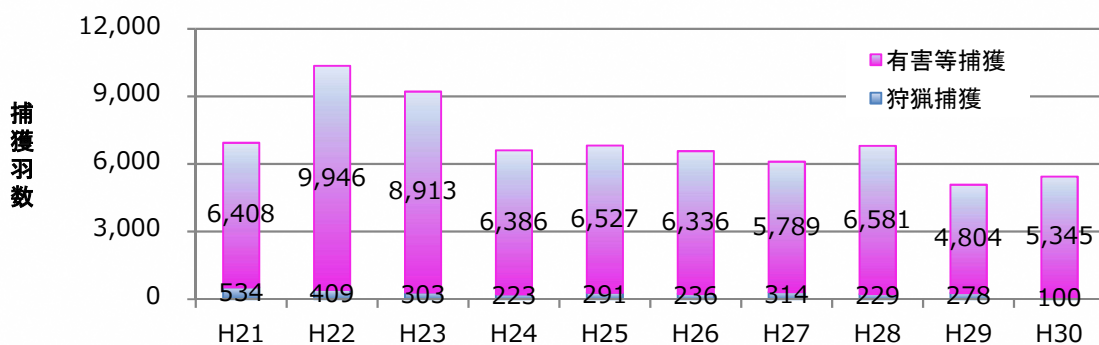
カワウの捕獲羽数の推移



カラスの捕獲羽数の推移



ムクドリ of 捕獲羽数の推移



(3) 県条例第9条に規定する施策

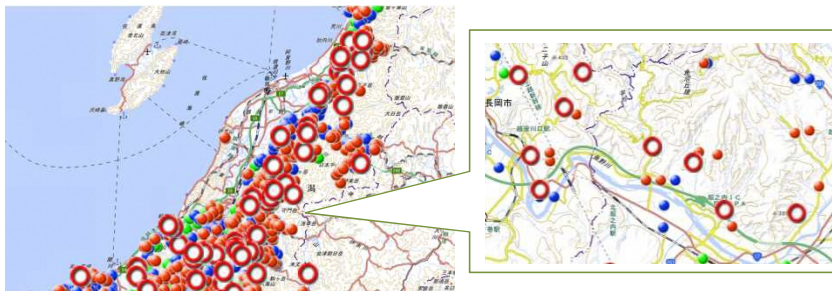
ア 情報収集・提供と知識の普及啓発（第1号関係）

人身被害対策と公共の安全確保の推進 （環境企画課、危機対策課、県警本部生活安全企画課、 県警本部地域課）

- クマ等の出没情報があった場合、県、市町村、警察、関係団体が連携し、人身被害未然防止のため、パトロールやリーフレットによる注意喚起等を実施
- クマの出没情報は、県ホームページにより、地図等を用いた「にいがたクマ出没マップ」を随時更新し、4年間の目撃等情報を分かりやすく提供
- 春期及び秋期の「ツキノワグマ被害防止強化期間」を設定し、注意喚起を強化
- 秋期の効果的な対策とするため、堅果類豊凶状況調査結果を速報（夏期）と確定（初秋）の2段階で公表

にいがたクマ出没マップ

凡例: ● 令和元年度 ● 平成30年度 ● 平成29年度 ● 平成28年度



<http://ngt-webgis.jp/kuma/>



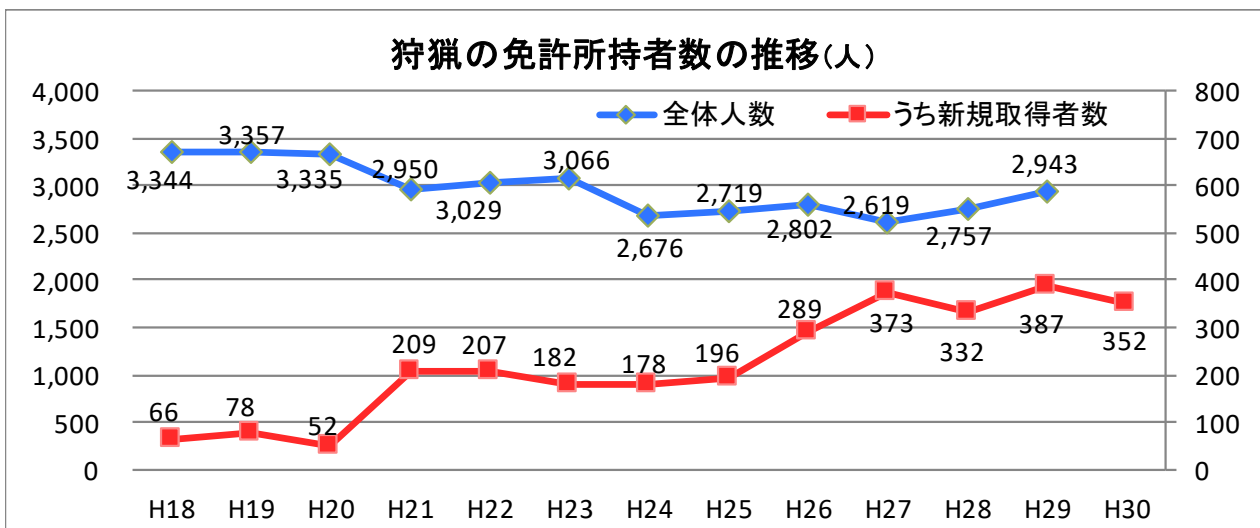
■ 堅果類豊凶状況調査

- 堅果類とはドングリや木の実のことで、クマの餌として重要
- クマの出没や生息数は、ブナなどの樹木の堅果類の成り具合と関係
- 一般に、ブナは5～7年に1回程度が豊作、ほかは並作や凶作
- 豊作の年は、出没が少なく、その翌年に出没や生息数が増える傾向
- 凶作の年は、出没が多い傾向

イ 管理及び有効活用に係る人材の確保と資質向上（第2号関係）

担い手となる狩猟者確保に係る取組 （環境企画課、県警本部生活安全企画課）

- 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成の取組を実施
 - ・ 銃による狩猟等体験研修会の開催 95人参加
 - ・ 狩猟免許取得希望者講習会の開催 468人参加
 - ・ 狩猟免許等取得経費支援 21市町村 115人支援
 - ・ ライフル射撃訓練に係る他県射撃場までの交通費支援 7市 32人支援
- 猟銃等講習会の拡大開催
 - ・ 猟銃等所持許可の新規取得や更新に必要な講習（初心者・経験者）について会場数、開催回数（休日等）を拡大
 - H28 18会場39回（うち休日6回）
 - H29 18会場39回（うち休日7回）
 - H30 19会場39回（うち休日7回）



銃による狩猟等体験研修会の実施状況

人材の育成 ～鳥獣被害対策本部研修会等の開催～ (環境企画課、農産園芸課)

- 鳥獣被害対策チームの構成員を対象に、ニホンジカ・ニホンザル・イノシシ・ツキノワグマをテーマに生態や被害対策に関する研修会を開催
- ニホンザル、イノシシ、カラス等による農作物被害防止の地域指導者養成研修会を開催



本部研修会(ニホンジカ問題
先進県からのメッセージ)
の状況



イノシシICT箱わな
研修会の状況



地域指導者養成研修会
(ニホンザル等)の状況

地域の実情に応じた取組 (環境企画課、農産園芸課、治山課)

- 野生鳥獣の生息状況の変化や広域での移動など、地域の実情に応じた取組を連携して進めるため、研修会や関係機関での会議を開催
 - ・ ニホンジカに係る調査計画等打合せ会議 (新潟大学、環境企画課、林政課、治山課、森林研究所、林野庁関東森林管理局上越森林管理署・中越森林管理署・下越森林管理署、妙高市)
 - ・ ニホンザルやイノシシに関する広域的な農作物鳥獣被害対策連携会議・研修会 (新発田・阿賀地域、柏崎・上越・糸魚川地域)



イノシシ被害防止対策の
研修会の状況

ウ 管理及び有効活用に資する施設の整備の推進（第3号関係）

【再掲】鳥獣被害防止特措法の仕組み等を活用した農林水産物の被害防止対策の推進（農産園芸課） … 6ページ

エ 科学的知見に基づく鳥獣の個体数調査の推進（第4号関係）

【再掲】野生鳥獣の生息状況（環境企画課） … 5ページ

オ 里山等における人と鳥獣が共生する地域づくりに資する取組支援（第5号関係）

【再掲】鳥獣被害防止特措法の仕組み等を活用した農林水産物の被害防止対策の推進（農産園芸課） … 6ページ

野生鳥獣の生息環境に関わる取組（治山課）

- 野生鳥獣の採餌場として利用される森林で、多様な植生がはぐくまれるように枝打ちや間伐を行い生息環境の改善を図った
平成30年度は治山事業や民有林造林事業等により、手入れの行き届かない森林を含め、枝打ちや間伐等を約2,089haで実施（林政課、治山課）



間伐実施状況



緩衝帯整備実施状況

カ 鳥獣の管理の効率化に資する調査研究の推進（第6号関係）

指定鳥獣管理対策推進事業（環境企画課）

- 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用して、管理（捕獲）の取組を実施
 - 効果的捕獲促進事業（モデル捕獲事業）
 - 対象：イノシシ
 - 内容：ICT（情報通信技術）を活用した箱わなによる効率的な捕獲
 - 場所：上越市、妙高市
 - 指定管理鳥獣捕獲等事業
 - 対象：イノシシ、ニホンジカ
 - 内容：既存技術（銃、くくりわな）による捕獲
 - 場所：上越市、妙高市
- 指定管理鳥獣捕獲事業は、目標頭数を上回った
イノシシ 目標：50頭 捕獲数：捕獲事業130頭
ニホンジカ 目標：12頭 捕獲数：15頭
- モデル捕獲事業は、捕獲数が1頭にとどまった。イノシシが箱わな近くまで来たことは確認できたが、捕獲できなかったことから、箱わな入口付近の機器が大きく、イノシシに警戒されたものと推定



モデル事業の捕獲状況

キ 鳥獣の有効活用を図るための調査研究の推進（第7号関係）

ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成に係る講習会（環境企画課）

- 狩猟免許を有する者を対象として、ジビエとして利用するための衛生管理等を含めた、狩猟者に必要な知識・技能を学ぶための講習会を開催



講習会の様子

ク 管理及び有効活用を総合的・効果的に実施するための拠点機能を担う体制整備（第8号関係）

鳥獣被害対策本部会議、野生鳥獣保護管理対策会議の開催（環境企画課）

- 「鳥獣被害対策本部会議」を開催し、被害防止対策等の取組方針の決定や対策の進捗状況を把握
- 「野生鳥獣保護管理対策会議」を開催し、県及び市町村の事業実施状況等について評価・検討を行い、専門家の意見等を踏まえ、市町村や関係団体等への情報提供等を実施

ケ 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の管理及び有効活用を図るために必要な施策の推進（第9号関係）

【再掲】被害状況の実態把握（環境企画課、農産園芸課、水産課、治山課） … 1～4ページ

令和元年度の鳥獣被害対策に係る取組について

総合的かつ効果的な鳥獣被害対策を推進するため、引き続き「被害防止対策」「個体数管理」「生息環境整備」を柱とした取組を実施する。

被害防止対策

- 1 農作物等の鳥獣被害防止対策支援（農産園芸課）・・・ 資料3-1
- 2 カワウの被害対策に係る取組（水産課）・・・ 資料3-2
- 3 人身被害対策と公共の安全確保の推進（環境企画課、
危機対策課、県警本部生活安全企画課、県警本部地域課）・・・ 資料3-3
- 4 人材の育成～鳥獣被害対策本部研修会等の開催～
（環境企画課、農産園芸課）・・・ 資料3-4
- 5 地域の実情に応じた広域連携の取組
（環境企画課、農産園芸課、水産課）・・・ 資料3-5

個体数管理

- 6 指定鳥獣管理対策推進事業（環境企画課）・・・ 資料3-6
- 7 有害鳥獣捕獲の担い手確保に係る取組
（環境企画課、県警本部生活安全企画課）・・・ 資料3-7

生息環境整備

- 8 野生鳥獣の生息環境に関わる取組（治山課）・・・ 資料3-8

新たな課題への対応

昨年10月の条例改正やICT（情報通信技術）の活用など、さらなる取組が求められている。これらへの対応として、以下のとおり取り組む。

1 カラス・ムクドリへの対応

条例改正により、特定野生鳥獣にハシボソガラス、ハシブトガラス、ムクドリが追加されたことから（第2条）、次のとおり対応する。

（1）カラスによる被害対策の検討（環境企画課）

- カラスによる被害対策を検討するため、生息状況等を把握する調査を行う。
[対象] ・ ハシボソガラス、ハシブトガラス
[項目] ・ 生息状況（文献調査）
・ 被害状況（アンケート調査）
・ 農作物被害の大きい地域における生息及び被害状況（現地調査）
・ 被害対策の方向性の検討

（2）効果的な被害防止対策手法の習得支援（農産園芸課）

- カラス、ムクドリ等の鳥類の生態や効果的な被害防止対策の手法を習得することを目的とした、地域指導者を養成する研修会を開催する。
[対象] ・ 県、市町村担当者、農協職員、集落リーダー等
[内容] ・ カラス、ムクドリ等の鳥類の生態
・ 効果的な捕獲方法や被害防止対策

（3）農作物被害防止対策の取組支援（農産園芸課）

- 市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づき、有害捕獲や追い払い等を組み合わせ、地域協議会等が行う総合的な被害防止対策の取組を、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して支援。

<参考>

- ・ 鳥獣被害防止計画で「カラス」を対象鳥獣に位置づけている市町村数：25
- ・ 鳥獣被害防止計画で「ムクドリ」を対象鳥獣に位置づけている市町村数：7

2 ジビエ等への有効活用の推進

条例改正により、有効活用の取組が促進するよう具体例として「食品、肥料等」が明記されたことから（第2条）、次のとおり対応する。

（1）鳥獣被害防止及びジビエの利活用に資する施設の整備支援（農産園芸課）

- 野生鳥獣による農作物被害を防止する施設やジビエの解体処理加工施設等の整備に係る経費の一部を補助。

【鳥獣被害防止総合対策交付金】

- ・補助対象：電気柵、ジビエの解体処理加工施設、捕獲技術高度化施設 等
- ・事業主体：地域協議会、地域協議会の構成員
- ・補助率：1/2以内
※但し、電気柵の直営施工の場合は資材費を定額補助できる。

【新潟県農林水産業総合振興事業－鳥獣被害対策・利活用促進（知事特認）】

- ・補助対象：鳥獣被害防止及び野生鳥獣肉の利活用に係る機械・施設（電気柵、ジビエの解体処理加工施設）等
- ・事業主体：市町村、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 等
- ・補助率：1/2以内
- ・事業費の範囲：1,000～50,000千円

（2）ジビエの有効活用手法の習得支援（農産園芸課）

- ジビエの利活用の留意点や有効活用手法を習得することを目的とした、地域指導者を養成する研修会を開催する。

[対象] ・ 県、市町村担当者、農協職員、集落リーダー等

[内容] ・ ジビエの利活用の留意点

- ・ ジビエの有効活用手法について先進処理施設等において現地研修

（3）ジビエ利用拡大に向けた狩猟者の技能講習（環境企画課）

- 国の交付金（指定管理鳥獣捕獲等事業）を活用し、講習会を開催

[対象] ・ 狩猟免許を有する者

- [内容] ・ 捕獲したニホンジカ及びイノシシを食用として利用するための衛生管理等を含めた、狩猟者に必要な知識・技能を学ぶ講習会
- ・ ジビエの衛生管理や流通に関する周知

3 施設整備の推進

条例改正により、ハード面の推進も重要であるため「施設整備の推進に関すること」が追加されたことから（第9条）、次のとおり対応する。

（1）大口径ライフル射撃場整備の推進（環境企画課）

- 県、市町村及び猟友会を構成員とする広域協議会を早期に設立し、大口径ライフル射撃場整備計画を作成する。

【再掲】

（2）鳥獣被害防止及びジビエの利活用に資する施設の整備支援（農産園芸課）

4 効率的な捕獲手法の検討

個体数が増加しているイノシシの効率的な捕獲を検討するため、ICTを活用したくくりわなによる捕獲を新たに実施する。

（1）ICTを活用したくくりわなによる効率的な捕獲（環境企画課）

- 国の交付金（指定管理鳥獣捕獲等事業交付金）を活用し、捕獲実績のあるくくりわなにICTを組み合わせ、その捕獲効果や省力化の検証を行う。

〔対象〕 ・ イノシシ

〔場所〕 ・ 柏崎市、上越市、妙高市、糸魚川市

〔方法〕 ・ 捕獲したことを知らせるシステムを接続したくくりわなについて、捕獲効果及び省力化を検証する。

農作物被害防止に向けた鳥獣被害防止計画に基づく取組推進

1 市町村の被害防止計画の改定支援

鳥獣被害防止計画の計画期間が終了する市町村が、計画の改定を行うにあたり、被害防止対策が総合的かつ具体的な内容となるよう助言。

- ・令和元年度に改定が見込まれる市町村計画数：12

◆ 被害防止計画

「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき国が定めた基本方針に即し、市町村が策定（県へ協議）。

計画の内容は、被害の軽減目標と目標達成に必要な被害防止対策の取組方針、対象とする鳥獣の種類、対象鳥獣の捕獲計画や捕獲体制、防護柵の整備計画等。

計画期間は3年。期間内であっても、被害状況等の変化により改定・変更等を検討。

2 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援

鳥獣被害防止計画に基づき、地域協議会等が行う総合的な被害防止対策を支援。令和元年度は、19地域協議会・8団体（漁業協同組合）で取組。

侵入防止施設整備の一部について、中山間地域所得向上支援事業交付金を活用。

令和元年度鳥獣被害防止総合対策交付金における取組計画

| 取組の内容 | | 協議会等数 |
|---------|----------------------|--|
| 推進事業 | 推進体制の整備 | ・対策検討会 等 10 |
| | 有害捕獲 | ・わな等の捕獲機材整備 ・発信器を活用した生息調査 ・有害鳥獣の捕獲活動 等 26 |
| | 被害防除 | ・学習会、集落環境診断研修会 ・追払い、追上げ活動 等 16 |
| | 生息環境管理 | ・緩衝帯整備 ・放任果樹の除去 3 |
| | 実施隊特定活動 | ・大規模緩衝帯整備 ・サル複合対策 等 5 |
| | I C T等 新技術実証 | ・侵入防止柵等技術実証 ・定点カメラによる鳥獣種の特定 2 |
| | 捕獲支援 | ・捕獲活動経費の直接支援 10 |
| 整備事業 | 侵入防止施設（整備距離：69,236m） | 6 |
| 合 計（実数） | | 27 |

（1つの協議会が複数の取組を行うため、各取組内容の協議会等は延べ数）

カワウの被害対策に係る取組

カワウの生息数の増加に伴い、県内の河川湖沼や養殖場では水産資源の食害等が大きな問題となっている。今後、更なる生息数の増加や生息域の拡大に伴い、被害の深刻化が危惧されることから、平成 29 年度に策定したカワウ管理計画に基づき、漁業等被害の軽減と個体群の管理の取組を進める。

1. カワウ被害緊急対策事業

(1) 目的

県下主要河川におけるカワウの飛来数や飛来日数を把握し、被害の数量及び金額を算定する。

(2) 事業主体

新潟県内水面漁業協同組合連合会

(3) 事業計画

調査漁協：6 漁協

調査時期：6 月上、中、下旬（3 回）

（稚アユの放流時期を重点的に）

調査項目：着水及び飛来個体数の計数
飛来方向の確認

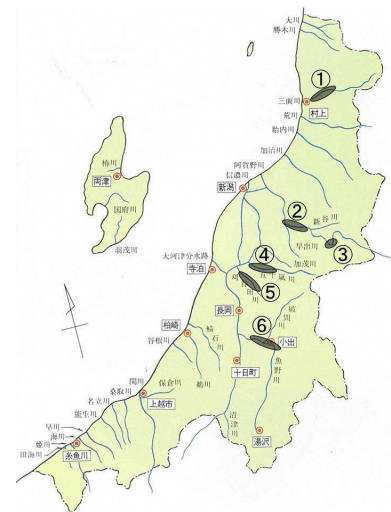


図 調査実施予定区

2. 信濃川水系カワウ対策検討会

(1) 目的

信濃川水系については、カワウが市町村の境界をまたいで生息し、被害が発生しているため、関係する漁協、市町村、狩猟者団体、行政等からなる検討会を開催し、管理対策及び漁業被害防止対策の実施状況について検討・評価を行い、実態に即した効果的な対策を検討する。

(2) 実施主体

新潟県

(3) 内容

開催日：令和元年 5 月 24 日

場 所：長岡地区

議 題

- ・カワウ被害対策事業についての説明
- ・カワウ被害対策の検討

人身被害対策と公共の安全確保の推進

ツキノワグマ等の野生鳥獣による人身被害を防止するため、鳥獣被害対策チームは連携を図りながら、以下の取組を行う。

1 情報の把握、提供、共有

ツキノワグマの目撃情報、痕跡情報、人身被害情報等を収集し、各機関への連絡により情報の共有を図る。また、「にいがたクマ出没マップ」（県ホームページ）を毎日更新するとともに、メール、防災無線及び広報車等で速やかに情報提供を行う。

2 注意喚起

目撃情報、痕跡情報、人身被害情報等について、関係地域の学校、集落、関係施設等及び農業従事者等に対し、ホームページ、リーフレット及び広報車等様々な方法により注意喚起を行う。

3 パトロール及び捕獲

目撃情報、痕跡情報、人身被害情報等に応じ、集落及びその周辺、通学路・通園路及びその周辺等においてパトロールを行うとともに、状況に応じて追い払い、捕獲等を行う。

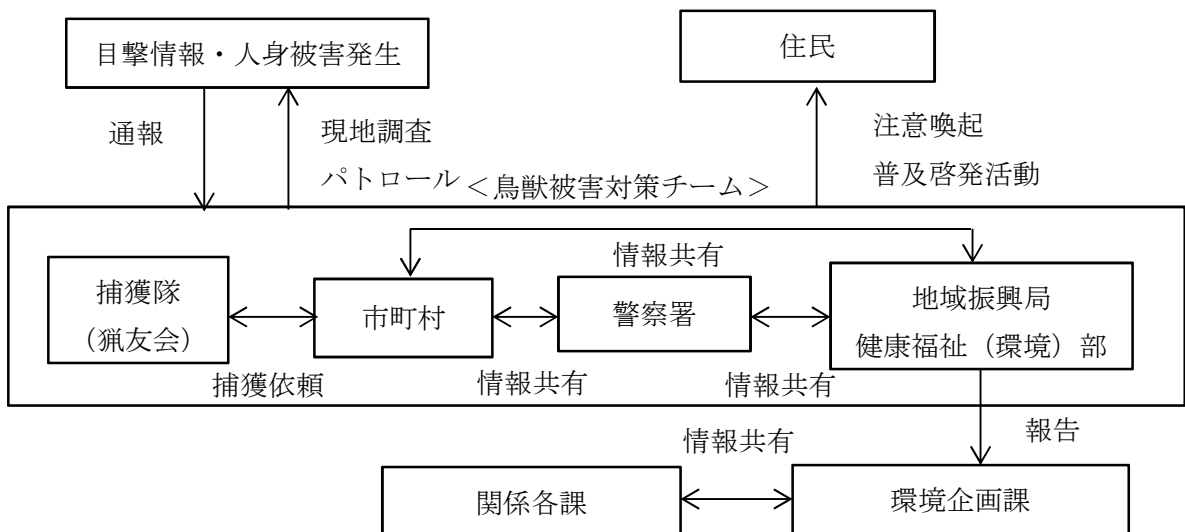
4 普及啓発活動

地域において、クマを寄せ付けない行動やクマと出遭わない行動など、広く普及啓発活動を行う。

5 その他

春期及び秋期に「ツキノワグマ被害防止対策強化期間」を設け、人身被害未然防止に向けた広報等の取組を強化する。

<取組の流れ>



人材の育成～鳥獣被害対策本部研修会等の開催～

1 鳥獣被害対策本部研修会

- (1) 目的：鳥獣被害対策の先進事例等を研修し、「個体数管理」「被害防止対策」「生息環境管理」を総合的に推進できる人材を育成するため
- (2) 対象：鳥獣被害対策チームの構成員（県、市町村、JAなど関係団体）
- (3) 研修内容
- ・鳥獣被害対策の先進事例、動物生態の専門家による被害対策の指導等

2 捕獲技術研修会

- (1) 目的：イノシシの効果的な捕獲に向け、捕獲技術の向上を図るため
- (2) 対象：県・市町村担当者など
- (3) 開催場所：県内1カ所程度
- (4) 研修内容
- ・鳥獣保護管理法の遵守
 - ・イノシシのわなによる効果的な捕獲方法
 - ・「個体数管理」「被害防止対策」「生息環境管理」の総合的な実施事例
 - ・現地実習（ICTくくりわなの設置等）

3 農作物鳥獣被害防止対策指導者養成研修会

- (1) 目的：市町村担当者やJA職員等を農作物被害防止対策に関する地域指導者として育成するため、専門知識や技術の習得等に向けた研修会を開催する。
- (2) 対象：県・市町村担当者、農協職員等
- (3) 開催回数：講義及び実習、現地研修等 11回程度開催予定

※条例改正（第2条）を受けジビエの活用等を強化

| | 初級編（3回） | 中級編（4回） | 上級編（3回） （新規） | ジビエ編（1回） （新規） |
|--------|---------------------------------------|--|---------------------------------|--|
| 主な研修内容 | ・カラス、ニホンザル、イノシシ等の対策について基礎知識の習得（現地・座学） | ・ジビエ利活用の留意点 ・ニホンザル、イノシシ等のより効果的電気柵の設置技術等の習得（現地・座学） | ・安全かつ確実に捕獲するくくり罠の設置技術の習得（現地・座学） | ・ビジネスとして継続できるジビエの有効活用手法について、先進処理施設等において現地研修（調整中） |

地域の実情に応じた広域連携の取組

野生鳥獣の生息状況の変化や広域での移動など、地域の実情に応じた取組を隣県と連携して推進するとともに、県内市町村での連携した取組を支援する。

1 隣県との連携

- ① ツキノワグマによる被害防止対策について
 - ・生息状況や出没・捕獲数、被害発生状況の情報共有
 - ・秋のクマの出没予測のための堅果類豊凶予測調査結果の情報共有
- ② ニホンザルによる被害防止対策について
 - ・県境における生息状況やテレメトリー調査結果、目撃情報の共有
 - ・新たな取組の検討
- ③ イノシシによる被害防止対策について
 - ・イノシシによる被害が問題になっている北関東磐越6県等で、県境を越えた広域的被害対策や捕獲個体の利活用に係る優良事例等を情報交換
- ④ カワウによる被害防止対策について
 - ・関東カワウ広域協議会に参画し、被害対策の広域連携を推進
 - ・関東カワウ広域協議会区域内での生息状況や捕獲数の情報共有や被害防止対策に係る有用な取組事例の情報交換

2 県内市町村の連携

イノシシ等の有害鳥獣の対策効率化に向け、複数市町村で連携した被害対策の実施を支援

- ① 上越市、妙高市、糸魚川市の連携を推進（継続）
 - ・イノシシの被害防止に向けた先進地視察
 - ・ニホンジカ等の被害防止に向けた合同研修会の開催
 - ・連携会議の開催
- ② 魚沼市、南魚沼市、湯沢町の連携を推進（新規）
 - ・イノシシ、ツキノワグマ、カラス等の被害防止に向けた合同研修会の開催と防除技術の実証
 - ・連携会議の開催

指定鳥獣管理対策推進事業

イノシシ及びニホンジカの生息数の増加や生息域の拡大に伴い、自然生態系や農林水産業への被害の深刻化が危惧されることから、国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用して、管理（捕獲）の取組を進める。

（１）効果的捕獲促進事業の実証（モデル捕獲事業）

対象鳥獣 イノシシ

実施地域 柏崎市、上越市、妙高市、糸魚川市

実施時期 夏～秋季

実施内容 捕獲したことを知らせるシステムを接続したくくりわなについて、捕獲効果及び省力化を検証

（２）指定管理鳥獣捕獲等事業

対象鳥獣 イノシシ、ニホンジカ

実施地域 柏崎市、上越市、妙高市、糸魚川市

実施時期 冬季

実施内容 既存技術（銃猟）での捕獲の実施

（３）認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

対象者 認定鳥獣捕獲等事業者

実施内容 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲技術を向上させるための研修会の実施

（４）ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成

対象者 狩猟者

実施内容 捕獲したニホンジカ及びイノシシを食用として利用するための衛生管理等を含めた、狩猟者に必要な知識・技能を学ぶ講習会を開催
ジビエの衛生管理や流通に関する周知

有害鳥獣捕獲の担い手の確保に係る取組

1 銃による狩猟等の体験研修会の開催

- ・開催（予定）
 - 第1回：長岡会場（平成31年4月21日（日））
 - 第2回：新潟会場（令和元年7月13日（土）予定）
- 内 容：若手ハンター体験談、ベテランハンターによる講習会、模擬銃体験、射撃見学ほか

2 狩猟免許取得希望者講習会の開催

- ・県内10カ所（新潟、新津、新発田、三条、長岡、南魚沼、十日町、柏崎、上越、糸魚川）で11回開催予定

3 狩猟免許等取得支援

- ・銃の狩猟免許及び銃の所持許可等を新規に取得した経費の一部を市町村が支援した場合、県は市町村に最大で支援額の1/2を補助する取組を実施
- ・支援対象者数 120名
- ・23市町村が支援制度を導入予定
（村上市、関川村、新発田市、阿賀野市、胎内市、五泉市、阿賀町、新潟市、三条市、燕市、加茂市、田上町、長岡市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、上越市、妙高市、糸魚川市）

4 ライフル射撃訓練に係る経費支援

- ・射撃技術向上のための県外ライフル射撃場までの交通費の一部を市町村が支援した場合、県は市町村に最大で支援額の1/2を補助する取組を実施
- ・支援対象者数 100名

5 猟銃等講習会の拡大開催

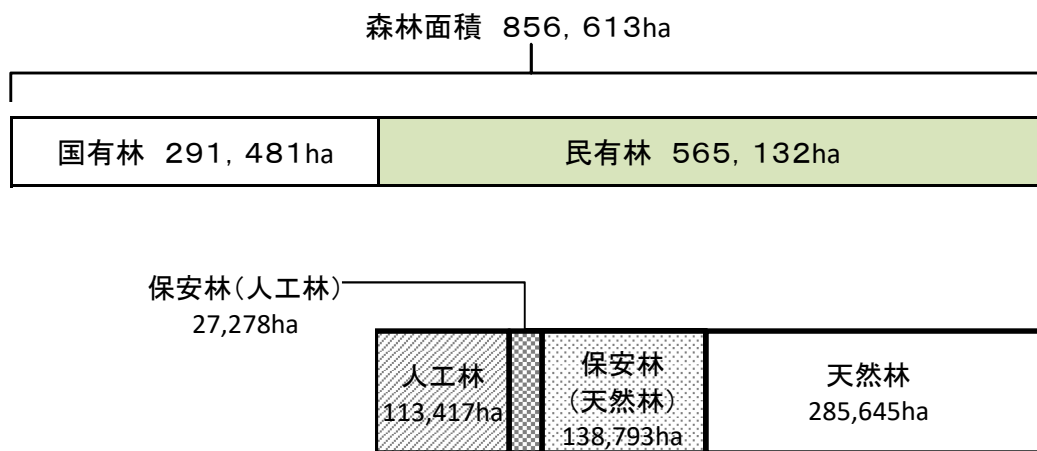
- ・猟銃等所持許可の新規取得や更新に必要な講習（初心者・経験者）について、会場数、開催回数（休日等）の拡大開催を拡充

H30 19会場講習39回 初心者4回（うち休日3回）、経験者35回（うち休日4回）

R1 21会場講習39回 初心者4回（うち休日3回）、経験者35回（うち休日4回）

野生鳥獣の生息環境に関わる取組

- 野生鳥獣は、森林を採餌場所、繁殖場所、隠れ場所として利用。
 - 本県の森林面積は約86万haであり、そのうち約57万haが民有林。
 - 県は、民有林を対象として、地域の実情に応じた森林整備を治山事業や造林事業等により計画的に推進。
 - 平成25年度から、「森林・山村多面的機能発揮交付金」により、里山林における保全管理等のための活動を推進。
- 森林整備の主な対象森林と整備内容等（各森林面積はH29末時点の森林簿面積）



令和元年度 計画 2,222ha（H26～H30計画 12,514ha）

| | | |
|---|---|---|
| <p>「民有林造林事業」等 〔整備内容〕 造林事業等を活用して、市町村、森林組合、森林所有者等が、主にスギ、マツ等の人工林の、植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち等を実施</p> <p>〔R元計画〕 1,413ha 〔H26～H30計画〕 8,084ha</p> | <p>「治山事業」 〔整備内容〕 主に県が保安林内において、治山事業により、山腹崩壊地や松くい虫被害跡地等への樹木植栽、過密化した森林の本数調整伐等を実施</p> <p>〔R元計画〕 520ha 〔H26～H30計画〕 3,316ha</p> | <p>「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」 〔事業概要〕 地域住民等が共同で実施する森林の保全管理等の活動に指導・助言を実施している市町村に対して一定費用を支援</p> <p>〔R元計画〕 289ha 〔H26～H30計画〕 1,114ha</p> |
|---|---|---|

新潟県鳥獣被害対策本部設置要綱

(目的)

第1条 野生鳥獣の生息域が拡大し、人里に出没するなど、鳥獣被害対策が重要な課題となっている。

鳥獣被害対策は被害防止対策、個体数管理、生息環境整備など、多岐にわたることから、関係部局が連携を図り、取組を進めるため、新潟県鳥獣被害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 本部は、別表1に掲げる職にある者で構成する。

2 本部長は、副知事をもって充てる。

3 本部に別表2に掲げる職にある者から構成する幹事会を置き、本部運営に必要な事項及び本部長から付託された事項等の検討を行うものとする。

4 本部及び幹事会の構成員は、必要に応じ追加することができるものとする。

(会議)

第3条 会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて会議に本部員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(協議事項)

第4条 本部は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議するものとする。

(1) 被害防止対策等に係る取組方針の決定及び進行管理について

(2) ツキノワグマ等による人身被害防止・公共の安全確保について

(3) その他必要な事項

2 前項の協議にあたっては、必要に応じて新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会の意見を聞くこととする。

(事務局)

第5条 本部及び幹事会の事務局は、環境企画課及び農産園芸課が当たる。

(鳥獣被害対策チーム)

第6条 地域振興局毎に設置する鳥獣被害対策チーム（以下、「対策チーム」という。）

は、第4条に定める取組方針に基づき、農林水産業被害防止及び人身被害防止の取組を推進する。

(鳥獣被害対策連絡会議)

第7条 新潟県鳥獣被害対策本部幹事会と鳥獣被害対策チームからなる鳥獣被害対策連絡会議を設置し、第4条に定める取組方針を踏まえ、各地域における効果的な鳥獣被害対策の推進に向け、必要な協議・調整を行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則（平成26年12月1日 環企第722号、農園第549号）

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成29年6月8日 環企第330号、農園第205号）

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

別表 1 (本部構成員)

副知事

県民生活・環境部長

農林水産部長

防災局長

県警本部生活安全部長、地域部長

別表 2 (幹事会構成員)

県民生活・環境部環境企画課長

農林水産部農産園芸課長、水産課長、治山課長

防災局危機対策課長

県警本部生活安全部生活安全企画課長、地域部地域課長